

「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正の概要

1. 受験要件等の見直しの背景とそれに伴う要綱改正の背景

「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を行い、平成25年1月に中間とりまとめを行ったところである。

検討会においては、受験要件も含め、介護支援専門員実務研修受講試験の実施方法を見直すことにより介護支援専門員の専門性の向上を図るべきとされた。

そこで、検討会で提言された内容等を踏まえ、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件及び法定資格保有者に対する試験の解答免除の取扱いを見直すこととした。

2. 受験要件等の見直しにあたっての基本的な考え方

○受験要件

現在、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件は、保健・医療・福祉に係る法定資格保有者、相談援助業務従事者及び介護等の業務従事者であって定められた実務経験期間を満たした者が受験できることとなっている。

介護支援専門員に係る様々な課題が指摘されている中で、今後、介護支援専門員の資質や専門性の向上を図っていくことが必要であることから、受験要件について、上記の法定資格保有者に限定することを基本に見直すこととした。

なお、介護支援専門員の業務が相談援助業務の性格を有することを考え、相談援助業務の経験がある者については、引き続き受験資格を有する者とする範囲とする。

受験対象者については別紙のとおりとする。

見直し前	見直し後
法定資格	法定資格
相談援助業務	相談援助業務 ※主任相談支援員新設
介護等業務	福祉事務所（ケースワーカー）等 介護等業務

除外

○法定資格取得者に対する試験の解答免除の取扱い

介護支援専門員として利用者を支援していくには、介護保険制度に関する知識だけでなく、保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術が求められることから、保有資格によって認められている解答免除を廃止することとした。

○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格（下記のいずれかの要件を満たす者）

1. 法定資格保有者

保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

2. 生活相談員

生活相談員として、（地域密着型）介護老人福祉施設・（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

3. 支援相談員

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

4. 相談支援専門員

障害者総合支援法第5条第16項及び児童福祉法第6条の2第6項に規定する事業の従事者として従事した期間

5. 主任相談支援員

生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する事業の従事者として従事した期間

通算して5年以上